

2019年10月16日

令和元年台風19号による災害により被害を受けられた皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

このたびの、台風19号による災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社保険契約で補償対象となる内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

○安心保険プラスIIIスーパー、安心保険プラスIIスーパー、安心保険プラス・スーパー
(安心保険プラスIII、安心保険プラスII、安心保険プラス)

(1)家財保険金

①風災による事故

台風による風災により、入居物件の外壁等が損傷し、その場所からの吹込みにより、入居物件に収容され、かつ、お客さまの所有する家財に損害が発生した場合、家財保険金額を限度として、家財保険金が支払われます。なお、入居物件の構内に所在するエアコンの室外機、専用洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナについては、入居物件内に収容されていない状態であっても保険の目的として取扱います。

②水害による事故

台風による水害により、入居物件に収容され、かつ、お客さまの所有する家財に損害が発生し、<表1>の区分に該当する場合、家財保険金が支払われます。

<表1>家財保険金

水害	家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100% 損害額が家財保険金額をこえるときは、 家財保険金額限度
	上記以外で床上浸水による損害	家財保険金額×10% (家財保険金額が家財の再調達価額をこえるときは、再調達価額×10%) 1事故につき60万円限度
	家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	家財保険金額×5% (家財保険金額が家財の再調達価額をこえるときは、再調達価額×5%) 1事故につき30万円限度

※なお、土砂崩れによる損害は上記の水害として取り扱います。

(2)費用保険金

・風災により家財保険金が支払われる場合は、以下の費用保険金が支払われます。

臨時費用保険金	家財保険金の支払いがある場合	家財保険金×30% (1事故100万円を限度とします)
残存物取片づけ費用保険金	家財保険金の支払いがあり、残存物の取片づけに費用を支出した場合	家財保険金×10%を限度に実費

・条件により<表2>のとおり、賃借費用保険金も支払対象となる場合があります。

<表2>賃借費用保険金

賃借費用保険金	事故により入居物件が半損以上になり、家財保険金の支払いがある場合	入居物件の月額賃借料の3か月分もしくは30万円のいずれか低い額を限度に、損害が生じたときから1ヶ月以内に発生した 実費
---------	----------------------------------	--

※半損以上：損害の額が入居物件の再調達価額の20%以上のもの。

(3)修理費用保険金

風災を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、または緊急的に、被保険者の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、1事故100万円を限度として、修理費用保険金が支払われます。

(ご注意)

- ①家財保険金の支払額が保険金額に達した場合も保険契約は失効せず、保険金額は自動復元します(退去された場合は、保険契約は失効します)。
- ②賃貸テナント入居者向けの什器備品総合保険「テナント安心保険プラス・スーパー」は上記の補償内容とは異なります。
- ③保険金お支払い条件の詳細につきましては、「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「約款・特約」をご覧ください。

事故報告につきましては、下記「保険金請求受付センター」にてお受付いたします。

<保険金請求受付センター>

0120-551-224 (24時間365日受付)